

いずみ野中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定
令和6年3月31日改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法・平成25年法律第71号 第一章 総則 第二条）

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめの禁止

「いじめを行ってはならない。」（いじめ防止対策推進法第4条）

③ いじめ防止に向けての基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるので、特定の子どものだけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むべきである。いじめのない社会実現に向け、学校保護者・地域は、それぞれの役割を自覚し活動するとともに、子どももいじめを許さない子ども社会の実現に努めることが大切である。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

【いずみ野中学校いじめ防止対策委員会を設置】

構成員は校長、副校長、教務主任、生徒指導専任、学年主任、養護教諭とする。必要に応じて、心理、福祉等の専門家にも参加を要請する。

② 委員会の運営

- ・月1回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定する。
- ・会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担う。

●未然防止

いじめが起きにくい環境づくり

●早期発見、事案対処

いじめの疑いに関する情報の収集と記録、職員の情報共有

アンケート調査や聞き取り調査など事実関係の把握といじめであるか否かの判断

いじめへの対応方針といじめを受けた生徒への支援体制の決定

●取り組みの検証

年間計画の作成・実行・検証・修正

校内研修の企画と計画的な実施

基本方針が適切に機能しているかの点検、基本方針の見直し

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

いじめを防止するための基本方針

① いじめの未然防止

- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・情報モラル教育の充実（インターネット等の利用）
- ・「横浜プログラムY-Pアンケート」の全校実施で、リスクのある生徒の把握と支援
- ・いじめ防止の全体道徳授業を専任が中心になって年に1回実施
- ・いじめ防止・早期発見のための家庭の役割の啓発

② いじめの早期発見

- ・定期的な教育相談と日常の教師と生徒のコミュニケーションの充実及び教師の観察
- ・日常的な職員間の情報交換。学年会での情報交換
- ・前後期のいじめアンケートの実施。年4回の教育相談の実施。
- ・速やかないじめの事実確認
(いじめに関する相談、情報提供がなされたとき、職員の気づきによるいじめが疑われるとき)
- ・保護者や関係機関との連携

③ いじめに対する措置

- ・学年をはじめ「学校いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針の決定、記録
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導、支援
- ・保護者への協力要請、警察署等関係機関との連携
- ・スクールカウンセラーの効果的な利用

④ いじめの解消

＜いじめ解消の要件＞

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員への研修

- ・年2回の職員研修会の実施（1回は夏季研修）。
- ・毎月の学年会や職員会議において、いじめの確認、対応など共通理解と対策。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・学校運営協議会、学家地総会、地区懇談会、主任児童委員と学校との連絡会で地域、小学校との連携。また、学校外を含めた、いじめに関する情報交換。
- ・保護者面談、保護者懇談会、家庭訪問等での保護者との連携。
- ・小中連携（本校ブロック）専任教諭協議会（月一度）、児童生徒指導部会（部長会含む年間5回）にて小学校との連携の充実。
- ・いじめ案件（発生または疑い）があがった時の横浜市教育委員会（西部学校教育事務所）へ速やかな報告。
- ・いじめが学校及び家庭の教育的指導の範疇を逸脱していると判断した場合（犯罪等）所轄の警察署と連携して対処。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに同警察署への通報。適切な支援を求める。

⑦ 取り組みの年間計画

学校いじめ防止基本方針は学校教育全体で年間を通じて推進される。また、人権教育や道徳教育と密接に関連させて推進していく。

| 月 | 主な取組 |
|----|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none">・学年・学級の集団の把握と望ましい集団の基盤づくり・教育相談アンケート①、教育相談、懇談会・「いずみ野中学校人権宣言」を通じた人権学習・情報モラル教育（スマートフォンの扱い含む） |

| | |
|---------|---|
| 5～7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 校外学習（1～3年） ・ いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）実施、教育相談 ・ 学級分析（YPアセスメント）1回目～学級と個人の把握 ・ 地区懇談会～地域との連携 ・ 人権学習・国際平和スピーチコンテスト（3年） ・ 小中ブロック子ども会議 ・ 保護者面談～保護者との連携 ・ 長期休業中の諸注意 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権学習・人権作文への取組（2年） ・ 研修による教職員の資質の向上 ・ 横浜こども会議 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談アンケート②、教育相談 ・ 体育祭 |
| 10月～11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いずみ野祭 ・ 保護者面談 ・ 学級分析（YPアセスメント）2回目 ・ 研修による教職員の資質の向上 |
| 12～1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ解決一斉キャンペーンの実施 ・ 人権週間～「いずみ野中学校人権宣言」を通じた人権学習 「いじめアンケート」（無記名式）～いじめの早期発見・早期対応 「職員アンケート」～いじめの早期発見・早期対応 いじめ防止教育（横浜プログラムまたは、SOSプログラム含む） ・ 教育相談～個人の把握 生活適応指導 ・ 職場体験 職業講話 ・ 学校評価の検証 |
| 2～3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権学習・人権講演会（1年） ・ 卒業、進級に向けた生活適応指導 ・ 指導の次年度への引き継ぎ ・ いじめ防止基本方針の検証 |
| 通年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーによる相談活動 ・ 学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時） |

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。